第3回熊本市障がい者自立支援協議会後の変更点

頁	項目	第3回協議会(H26.11.21)時点	現在の案	修正理由
P12	5 難病患者 の状況	障害者総合支援法の施行に伴い、障がいの範囲 に難病等が加わりました。 難病患者のうち、特定疾患医療受給者証所持者 数は、平成25年度末時点で5,508人となっており、 年々増加の傾向にあります。 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関 する法律」が公布され、医療費助成の対象疾患は 56疾患から平成27年1月1日には110疾患となり、 同年の夏頃には、300疾患になる予定です。	「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、疾病にかかることにより長期にわたり療養が必要となる状態をいいます。 障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に新たに難病患者が加わり、障がい者手帳が取得できない場合でも障害福祉サービスの対象となりました。対象となる疾病数は、平成27年1月に130疾病から151疾病に拡大されました。難病患者のうち、特定疾患医療受給者証所持者数は、平成25年度末時点で5,508人となっていますが、平成27年夏頃には医療費助成の対象疾病数が110疾病から300疾病に拡大予定のため、今後、大幅に増加する見込みです。	自立支援協議会からのご意見に基づき修正 【意見の概要】 障害福祉サービスの対象疾患数を併記したほうがよい。
P14	重点施策	【1】生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト (福祉、保健、医療、教育の連携)	(倫征、休健、医療、教育 <u>はかのらゆる方野との</u> 連携)	施策推進協議会からのご意見に基づき修正 【意見の概要】 人が生きていくには、福祉・医療・保健・教育だけでなく、交通 機関や買い物、警察、消防などもシームレスプロジェクトに 入っていく分野だという事を認識したうえで取り組んで欲しい。 連携の幅は、市民が普通に生活している全てのカテゴリーに 関連しているということを、重点プロジェクトに落とし込んで欲 しい。
P14	重点施策	記載なし	抜に、「地域生活文抜拠点寺の釜偏、地域包括ケ アシステムの構筑」を追記	施策推進協議会からのご意見に基づき修正 【意見の概要】 障がいのある子どもの親が心配する「親亡き後の保護」につ いて、シームレスプロジェクトには入っていない。

P24	2-2-① 相談支援事業 の充実	応できる相談員等を配置します。ケアマネジメント 事業により、利用者と地域の様々な社会資源や サービスを有効に結びつけた相談・利用支援体制 の充実を図ります。	※素案で⑤に記載していたものを①に移動 2-2-① 相談支援事業の充実 障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業 所の体制の整備と機能の充実を促進します。また、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます。なお、基幹相談支援センターについては、課題の整理や、設置の要否について検討を行います。 さらに、触法障がい者に関する相談など、対応に専門性が必要な事例について、相談支援事業所 や関係機関が情報交換を行う機会を設けます。	ケアマネジメント事業の廃止に伴い、関連する記載を削除し、 代わって身近な窓口となる相談支援事業に関する記載を① に移動
P27	2-4-② 権利保護に対 する支援	2-4-② 権利保護に対する支援(成年後見制度) 障がい者の権利を保護するため <u>の、成年後見制</u> 度の周知及び適正な利用の促進を図ります。 また、後見等の業務を適正に行うことができる法 人後見人及び市民後見人の育成に取り組みま す。	2-4-② 権利保護に対する支援(成年後見制度) 障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度の利用支援が必要な方の申立手続き等の支援を行います。また、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見事業の実施体制の整備や市民後見人の育成に取り組みます。	施策推進協議会からのご意見に基づき修正 【意見の概要】 熊本市が行っている市長申し立てについての記載をお願いし たい。また、後見人への報酬支給についての記載も検討いた だきたい。
P31	3-2-① 重症心身障が い児・者の支 援の充実	記載なし	「重症心身障がい」…重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態をいう。本市の重症心身障がい児・者は449人(18歳未満:168人、18歳以上:281人)。	障がい者関係団体からのご意見に基づき修正 重症心身障がい児・者の人数は、年度別に集計していないため、統計資料としての掲載は困難。現在把握している直近の 人数について用語解説に掲載するもの。 【意見の概要】 3障害ではなく、身体障害者手帳と療育手帳を併せ持った児・ 者の数、及び医療的ケアを必要とする児・者の数を、障がい 者の動向の6番目に入れて欲しい。

P33	3-4-③ 依存症の対策	3-4-③ 依存症の対策 医療につながりにくい依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等)の相談体制の充実や、関係機関との連携を行い、回復に向けた支援体制の充実を図ります。	3-4-③ 依存症の対策 <u>アルコール健康障害対策基本法施行等に伴う啓発や</u> 依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等)に係る相談体制の充実、更には、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実を図ります。	施策推進協議会からのご意見に基づき修正 【意見の概要】 H25.6月にアルコール健康障害基本法が施行された。この法 律を反映した文言にしてはどうか。
P37	4-3-⑦ 福祉避難所の 拡充	4-3-⑦ 福祉避難所の拡充 災害発生時に、体育館等の一般避難所では避 難生活を送ることが困難な方々(要援護者)の受	4-3-(人) 福祉避難所の拡充 災害発生時に、体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な方々(要援護者)の受入れを行う場として、事業所との協定に基づき「福祉避難所」を開設することで、避難支援体制の整備を行い、障がい特性に応じた対応を図ります。 また、必要に応じて関係先と合同で訓練等を実施 、第二時の連集体制の強化を図ります。	施策推進協議会からのご意見に基づき修正 【意見の概要】 ・車椅子やオストメイト対応のトイレの設置、オストメイトが必要とする消耗品や備品類の配備、発達障がいや精神障がいが落ち着ける空間の確保等、障がい特性に応じた細やかな対応について、記載のうえ対応を検討いただきたい。・福祉避難所が実態的にまわるのか疑問。消防との連携で、模擬訓練なりを行うこと等について、計画への記載をお願いしたい。
	6-1-③ 公共機関での 障がい者雇用 の促進	市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保します。また、採用にあたっては試験の実施方法等において <u>必要な配慮を行うよう努める</u> と		障がい者関係団体からのご意見に基づき修正 【意見の概要】 「必要な配慮を行うよう努める」では市としての対応・姿勢が 弱い。
P44	6-2 一般就 労への移行と 定着・継続へ の支援	記載なし	障がい者の就労・生活支援のサポート体制図を差 込み	地域福祉計画とあわせて記載
全般	用語解説	記載なし	用語解説の記載	施策推進協議会からのご意見に基づき修正

熊本市障がい福祉計画(第4期)(素案)からの主な変更点

	頁	項目	障がい福祉計画(第4期)(素案)				>	現在の案			修正理由
P	21 (7	7)療養介護	実利用人数 (人/月) サービス量 (人日/月)	(前回案) 27年度 188 5,828	84期見込量 28年度 190 5,890	29年度 192 5,952		27年度 188 5,828	(今回案) 64期見込量 28年度 210 6,510	29年度 212 6,572	療養介護を実施する事業所が、平成28年度からの増床計画 を公表したことに伴い、見込量を増加させたもの。